

考えてみてください。

#### 一斉改選直前号

#### 一斉改選を考える

ちば

民.

協

だ

よ

IJ

退任委員と継続委員が一緒に 退任委員と継続委員が一緒に

#### 台風 15 号により被災された皆さまへ

このたびの台風 15 号により、被害に遭われた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

また、停電及び断水時においては、安否確認や支給物資の配付、支援情報の周知等の活動にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

今後も、生活再建に向けた復旧作業・活動は続きます。

ご自身とご家族の健康にはくれぐれもご留意のうえ、被災された地域住民の皆さまへの見守り活動等に、 引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

#### 目次

(P2) 退任される皆さんへ/(P3) 特集 1 引き継ぐことを考える/(P4) 引き継ぐモノ・コトを整える/(P5~13) 特集 2 引き継ぐモノ・コト/(P14) 引継物品チェックリスト/(P6~13下段) 思いを紡ぐひと言メッセージ/(P15~21) 特集 3 新任委員の迎え方/(P22・23) 平成 30 年度事業報告・決算(概要版)/(P24) お知らせ・編集後記/(差込資料)「前任者から後任者への引継物品」・「あなたの区域の留意点」

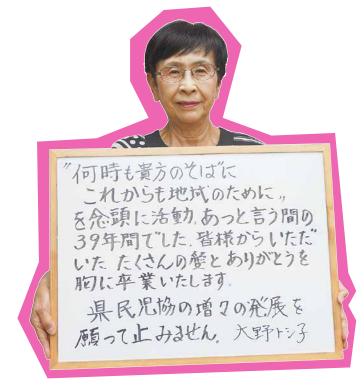
本誌統一表記 | 「民生委員児童委員、主任児童委員」を「民生委員」、「全国民生委員児童委員連合会」を「全民児連」と表記。

#### 退任される皆さんへ

民生委員・児童委員、主任児童委員活動、大 ----変お疲れさまでした。

残りわずかとなった民生委員活動を振り返------り、今はどのような心持ちでしょうか?

私も、13 期 39 年間の活動を振り返ると、はたしてどのくらい地域のお役に立てたのだろうかと考えることがあります。私たち民生委員の活動の中心は、行政や関係機関では目が届かない、声を聴くことができない、そんな住民の傍に寄り添うところにあります。そのため、なかなか目に見える成果と呼べるものはないかもしれません。それでも、これまで続けてこられたのは、住民の方からの「ありがとう」という言葉でした。



#### (公財) 千葉県民生委員児童委員協議会

☆ 大野ドジチ

あらためて、これまでの民生委員・児童委員、主任児童委員活動にご尽力いただき、誠にありがとうご -----ざいました。皆さんのますますのご健勝を祈念致します。

特集<mark>1</mark>

# 引き継ぐことを考える

引き継ぎは、退任する委員だけが考えることではありません。

引き継ぐモノ・コト、新任委員の迎え方など、

新任委員の「活動しやすい環境づくり」を整えていきましょう。 退任委員と継続委員が一緒に考えていく中で、改善していけることがたくさんあります。

とかと思います。ずつ一斉改選に向けた準備を進めているこりました。市町村と地区民児協では、少し3年に1度の一斉改選まで、2ヶ月を切

げばよいというものでもありません。 者へ引き継げるように準備をお願いします。 者へ引き継げるように準備をお願いします。 をだ、この引き継ぎ、物品だけを引き継 をだ、この引き継ぎ、物品だけを引き継 を入る(P4)」や、「特集2引き継ぐモノ・コトを を資料等を、本号「引き継ぐモノ・コトを

概況や、これまで続けてきた活動の内容、ると、何よりも大切なことは、担当区域のの支援に向けた活動」であることを踏まえ軸足を置き、住民からの相談に応じ、自立民生委員の基本的な活動が、「担当区域に

引き継いでいくことです。そこに暮らす住民のことを、次の委員へと

材となるのではないでしょうか。たことも、新任委員にとっては何よりの教ややり取り、活動のやりがい、負担感といっ域への思いや、その土地ならではの慣わしまた、皆さんがこれまで関わってきた地また、

らない中で緊張もします。初めての顔合わせは、お互いの人柄もわか住民にとっても、新任委員にとっても、新旧委員と住民の顔つなぎも大切です。

なぎに、ぜひご協力をお願いいたします。住民の方を一緒に訪問し、新旧交代の顔つ新任委員の方と、見守り等の支援が必要な後も継続していくためにも、後任者である皆さんがこれまで行ってきた活動を、今

えておきたいところです。い内容を整理し、その迎え方についても考い方容を整理し、その迎え方についても考しるうした点に加えて、新任委員に伝えた

整えていきましょう。も十分配慮し、活動しやすい環境づくりをてください。それぞれの人柄や生活環境にめ、地域に入っていけるように準備を進めが、地域に入っていけるように準備を進めが、少しずつ活動への理解を深



あなたの区域の 留意点	新任者のです。 これからさんが担 当する誘導について簡単にまとめてみま した。よろしければ、参考にしてください。	
(1) 新会区場の扱いところ	(2) 相当認識の管理点	
(3) 毎月 (毎週) 決まってやること	(A) 町会や社協活動で協力すること	
(5) 見守りが必要な世帯(検定や関わり方柱	Li(6)使生香菖蒲糖红铅力的双方	
(ア) 困らた時にはココに連絡し	(8) 後任委員へのメッセージ	

本号差込資料。(写真左)「前任者から後任者への引継物品」と、(写真右)「あなたの区域の留意点」はA4判両面で構成。引継物品とあわせて後任者へ渡しましょう。

## 整える コトを

#### 1 引き継ぐモノ(物品)を整理

- ■退任される委員は、(P5~13)「引き継ぐモノ・コト」や、(P14)「引継物品チェックリスト」 を確認しましょう。
- ●市町村・地区民児協は、できるだけ管内の引継物品を整理・統一するようにしましょう。
- ●福祉票など、個人情報を記載している資料は、その内容をあらためて確認しましょう。記載内容は、客観的な事柄のみに留めます。
- ●引継物品が整ったら、できる範囲で、(本号の差込資料:写真左上)「前任者から後任者への引継物品」 を作成してみましょう。

+

#### 2 引き継ぐコト(活動や思い)を整理

- ●皆さんの担当区域の中で、引き継ぐべき内容を確認。
- ●できる範囲で、(本号の差込資料:写真右上)「あなたの区域の留意点」に、担当区域内で行う活動 や協力者、地域の良い点などを記載し、引継物品とあわせて後任者へ渡すようにしましょう。

+

#### 3 不要な資料や個人情報を整理

- ●不要な会議資料などは処分します。ただし、処分する資料の中に個人情報の記載があるものについては、市町村民児協事務局へ処分方法を問い合わせてください。
- ●あらかじめ、市町村または地区民児協で処分方法を決めているところや、事務局が全委員から回収の上、シュレッダーにかけているところもあります。

#### 特集2

### 引き継ぐ モノ コト

準備を進めていきましょう。 す。P14のチェックリストを活用しながら、 少しずつ 12月からよいスタートを切れるようにしてください。 その中で、「引き継ぐモノ・コト」を確認・整理し や改善点などについて一緒に話し合ってみましょう。 あらためてこれまでの活動を振り返り、 あるいは委員個人で引き継ぐモノもあるかと思いま ます。ここに掲載するモノ以外にも、 に引き継ぐ必要があるモノや、 全民児連」・「県民児協」・「市町村」ごとにご紹介し また、P 継続される方も退任される方も、 このコーナーでは、 6~13下段に掲載する (県内で共通する) その留意点について 「思いを紡ぐひと 市町村や地区 斉改選を前に、 よかった点 一斉改選時

( $P5\sim12$  に掲載する)全民児連及び県民児協の冊子等は、下記HPで(一部を除き)ダウンロードすることができます。また、本コーナーは、平成 28 年 10 月に発行した「ちば民児協だより第 72 号」の同コーナーを、再編集(加筆・訂正)のうえ、掲載しています。

言メッセージ」もあわせてご覧ください。

- ●全民児連HP (https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/)のトップページから、右上のメニュー「民生委員・児童委員/民児協事務局専用ページ」に進み、パスワード「20131201」(半角)を入力してください。
- ●県民児協HP(http://chiba-minkyo.or.jp/)のトップページから、「(紫色の風船)民生委員・福祉関係者の方へ」に進み、「(学ぶ)その他の冊子」でご確認ください。

#### 1 活動記録

「活動記録」は、月単位の活動内容やその頻度、 要支援者・関係機関との関わり方等を把握することができる、新任委員にとって大切な情報源です。

住民の方への継続的な支援を行うためにも、原 則引き継ぐようにしましょう。

退任予定者は、記載内容を点検し、余白等に客 観的事実以外の記載(噂や伝聞、個人的なメモ等) があれば、消した上で後任者へ引き継ぎましょう。



編

●発行:毎年度/●配布対象:全委員/●その他:活動記録は引継資料だが、一 斉改選後の新任委員用に、令和元年 12 月~令和 2 年 3 月までの 4 か月分の冊子を 県庁経由で配布予定。

#### 3 単位民児協会長のための情報誌 View

本誌は、会長として 踏まえておくべき留意 事項や地区運営のヒン トなどの時宜を得た情 報を掲載しています。

地区民児協会長に3 部配布されています。 次期執行部へ引き継ぐ ようにしましょう。



「<mark>単位民児協会長のための情報誌 View」</mark>(写真:212 号) ●発行:年4回/●配布対象:地区民児協会長・副会長

#### 2 民生委員・児童委員の ひろば



全国 23 万人の全民生委員に配布されている「ひろば」。その時々の懸案となっている地域福祉や委員活動上の課題を取り上げ、国の施策や全国各地の動向、統計データ等を掲載しています。

「民生委員・児童委員のひろば」(写真:R1.9月号) ●発行:毎月/●配布対象:全委員

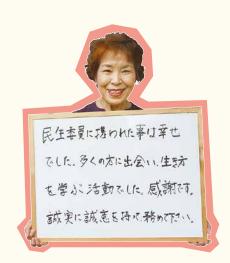
#### 個人情報の取り扱い

民生委員が活動する上で、住民の個人情報はなくてはならないものです。長年積み上げてきた信頼関係を継続していくためには、その取り扱いは慎重に、また適切に管理していく必要があります。

この一斉改選を機に、あらためて市町村や地区 民児協で整備・保有する名簿や台帳、福祉票など の個人情報の取り扱い方法について再確認するよ うにしてください。また、退任される皆さんは、 活動上知り得た情報について、くれぐれも他に漏れることがないようご留意ください。

左頁上の冊子はいずれも、個人情報や民生委員活動における個人情報保護の考え方をはじめ、様々な判断場面での考え方や留意点などが掲載されており、新任委員の学習資料として活用できます。

特に、「大丈夫ですか!個人情報が記載された書類等の取り扱いについて」では、取り扱いのポイントや紛失ケースの紹介、注意事項のチェックリストなどが、わかりやすくまとめられています。



佐倉市民児協副会長 **釼地 平子**さん(けんち・ひらこ)



松戸市六実地区民児協会長 澁谷 正行さん(しぶや・まさゆき)

#### 思いを紡ぐ ひと言メッセージ

この一斉改選で退任予定の方に、これまでの活動のことや、継続する仲間や地域、住民への思いについて、メッセージを書いていただきました。長年の委員活動のゴールが見えてきた今、皆さんの胸に去来する思いは?

本誌では、これまでホワイトボードを活用したコーナーを数回企画・掲載してきました。今回で協力いただいた市町村は、これまで未登場の22市町村に取材ので協力をいただきました。





「民生委員・児童委員 活動と個人情報」

民生委員・児童委員活動と 個人情報

●発行:H18.3 ●配布対象:全委員



「個人情報の取り扱い についての基本的な考 え方と留意点」

●発行:H18.6 /●配 布対象:全委員

#### 「大丈夫ですか! 個人情報が記載された書類等の取り 扱いについて」

●発行:H28.3 ●配布対象:全委員

※(写真右)表紙、(同左)裏表紙

#### 市町村から提供を受けた 個人情報の引き継ぎは?

内閣府・個人情報保護委員会が作成したQ&A(右下※)では、「民生委員・児童委員は非常勤・特別職の地方公務員であり、(個人情報保護)法第2条第5項第2号における『地方公共団体』の職員に当たることから、民生委員・児童委員として活動する範囲内では個人情報取扱事業者から除かれています」とされています。(Q1-50-2)

また、別項目(第三者提供の制限の原則・Q5-20)では、「(要旨)民生委員には守秘義務が課されていることを踏まえ、法令に基づく(定める)場合は個人データ

を提供することができると解されます」とあります。

ただ、こうした解釈が示されてはいるものの、地方公 共団体(市町村)が保有する個人情報は、市町村で定める「個人情報保護条例」に基づいて提供が行われています。

そのため、市町村から提供を受けた個人情報の管理・ 取扱方法や、新任委員への引継方法は、自身の市町村に 確認するようにしてください。

#### (参考資料の名称)

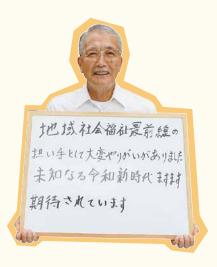
「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A(個人情報保護委員会・平成29年2月16日作成、令和元年6月7日更新)



市原市民児協副会長 小出 洋子さん (こいで・ようこ)



習志野市民児協副会長 増田 美代子 \*\*\* (ますだ・みよこ)



旭市民児協会長伊藤和男さん(いとう・かずお)

#### 5 児童委員活動

毎年発行されている「児童委員活動の手引き(上段右)」では、子どもに関する時宜を得たテーマを取り上げ、その背景や統計データ、活動のポイントなどをわかりやすくまとめています。

また、児童委員制度創設70周年を期して作成された「全国児童委員活動強化推進方策 2017 (上段左)」では、これからの児童委員活動の方向性や重点、その推進方法等が取り上げられています。その他、「子どもの貧困対策と民生委員・児童委員活動(下段右)」では、社会的課題である「子どもの貧困」の概況と各種施策、事例に基づいた取り組み方法等がまとめられています。



「児童委員制度創設 70 周年全国児童委 員活動強化推進方策 2017」 ●発 行: H29.12●配布対象: 地区民児協×5部



「児童委員活動の手 引き」

(写真:第44集)

●発行:毎年度1回 ●配布対象:全委員







「主任児童委員活動 ハンドブック」

●発行:H21.3 ●配布対象:主任児 童委員 「民児協における子 育て支援活動等状況 調査報告書」

●発行:H22.3 ●配布対象:全委員 「子ども・子育て家庭への個別支援事例集」 ●発行:H27.3/●配布対象:地区民児協×2部

「児童委員協議会活動 の充実のために」

●発行:H27.3 ●配布対象:地区民 児協×2部 「子どもの貧困対策 と民生委員・児童委 員活動」 ●発行: H29.3/●配布:地 区民児協×2部



富津市天羽地区民児協副会長齋藤 忠義 さん (さいとう・ただよし)



鎌ケ谷市中央東地区民児協会長藤吉 峰夫さん (ふじょし・みねお)



鴨川市民児協副会長 佐藤 俊一さん(さとう・しゅんいち)

#### 6 その他報告書・指針書・手引書等

平成 28 年度から発行されている「民生委員・児童委員による相談支援活動のヒント集1~4」には、それぞれ分野別(①高齢者・②低所得者・③子ども・子育て・④障がい児・者)対象者に対する基本的な考え方や、事例に基づいた具体的な対応方法などが掲載されています。

また、毎年度、発行・配布されている「民生委員児童委員 必携(次 頁下段)」には、民生委員に関わる法令や諸施策の解説、その活動に係る留意点等を詳細に掲載しています。

その他、制度創設 100 周年を期して策定した活動強化方策やその手引書、モニター調査報告書なども、新任委員の学習資料として活用できますので、引き継ぐようにしましょう。





民生委員制度創設100周年 活動強化方策

●発行:H30.9 ●配 布 対 象:地 区民児協1部

「民生委員制度創

設 100 周年活動

強化方策推進の

強化方策」 ●発行:H29.8

●配布対象:全 委員













「ヒント集 第4集 障がい児・者へ の支援」

●発行:R1.6 ●配布対象:全 委員 「ヒント集 第 3 集 子 ども・子 育 て (家庭) への支援」

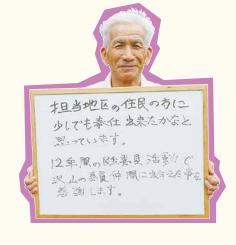
●発行:H30.3 ●配布対象:全 委員 「ヒント第2集 低所所得者(世帯)への支援」

●発行:H29.1 ●配布対象:全 委員 「ヒント集第1集 高齢者(世帯) への支援」

●発行:H29.1 ●配布対象:全 委員 「(同右)第2分 冊 委員の活動 および意識 位民児協の 部とび活動に はよび活動に する調査」 ●発 行・配布:同 「全国モニター調査報告書 第1 分冊 社会的型立状態にある世帯への支援」●発行:H30.3 /●配布:地区1部



白井市民児協会長 阿部 峯一さん(あべ・みねいち)



印西市大森・永治地区民児協副会長 古出 勝男さん (こいで・かつお)



四街道市民児協会長 梅山 美枝さん (うめやま・よしえ)













「民生委員・児童 委員研修ワーク

●発行:H25.6 ●配布対象:地 区民児協×2部

「生活困窮者自立 支援制度と民生 委員•児童委員 活動」

●発行:H27.6 ●配布対象:地 区民児協×2部

「単位民児協運営 の手引き(平成 28年3月版)」

●発行:H28.3 ●配布対象:地 区民児協×2部

「これからの民生 委員 • 児童委員 制度と活動のあ り方に関する検

●発行:H30.3 ●配布対象:地 区民児協×2部

事例研修テキス ト「事例を通し て支えあう~仲 間と学ぶ事例学

●発行:H31.3 ●配布対象:地 区あたり2部

「災害に備える民 生委員 • 児童委 員活動に関する

●発行:H31.3 ●配布対象:地 区民児協 × 1 部

#### 冊子・資料データの ダウンロードについて

(P5~12 に掲載する) 全民児連及び県民児協の冊 子等は、それぞれのHPで (一部を除き) ダウンロー ドすることができます。

HPのサイトURLとパ スワード等は、P5(中段) をご参照ください。





全民児連発行の リーフレット・ パンフレット

●その他:余部 があれば後任者 へ引き継ぐ



「民生委員児童委

●発行:毎年度 (全社協出版部・ 写真は第 63 集) /●配 布:県庁 が一括購入の上、 全委員に配布



「事故防止のため のヒント集」

●発行:H29.4 ●配布:全委員 ●データ:県民 児協 HP に掲載



「災害に備える民 生委員・児童委 員活動ハンド ブック」

●発行: H26.11 ●配布:全委員



多古町民児協会長 藤田明也さん(ふじた・あきや)



神崎町民児協 宮﨑 照子さん(みやざき・てるこ)



酒々井町民児協 吉田 義雄さん(よしだ・よしお)

#### 1 活動記録・状況報告・福祉票 記入マニュアル



民生委員活動をするうえで、活用する機会の多い3種(活動記録・状況報告・福祉票)の記入方法等をまとめた冊子です。

●発行:平成 22 年 12 月/●配布対象:全委員/●データ:県民児協 HP/●その他:令和元年 11 月下旬以降に、不足数分(破損・紛失含む)のみ配布。

## 県民児協

編

#### 2 福祉票・ケース記録・状況報告の依頼書

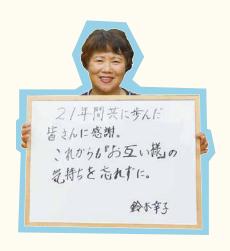




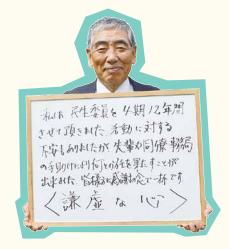


(左)「福祉票」、(中央)「ケース記録」、(右)「(状況報告の)依頼書」 ●データ:県民児協 HP 福祉票は、退任・継続を問わず、改選を前に、あらためて記入漏れや変更点等を確認しましょう。また、書類上ではわからない、対象者との関わり方や留意点等についても、できるだけ後任者へ伝えられるようにしましょう。

状況報告の依頼書についても、継続的な支援を行うために、後任者へ引き継ぐようにしましょう。



芝山町民児協 鈴木 幸子<sub>さん</sub> (すずき・さちこ)



九十九里町民児協会長
古川明美さん(ふるかわ・あきよし)



東庄町民児協
大録 郷吉さん (おおろく・ごうきち)

#### 4

#### 微章と身分証



#### 「徽章」

●配布時期:委嘱時 /●配布対象:全委 昌

#### 「徽章(通称:民生委員バッ

ジ)」は、厚生労働省から県庁、 市町村を経由して全委員に貸 与されており、退任する際は 市町村に返却する必要があり ます。男性はタイタック式、 女性はピン式です。

また、県知事名(中核市は 市長名)で発行されている「民 生委員・児童委員証」も市町 村に返却する必要があります。

#### 3 ちば民児協だより

本会が、毎年定期的に 発行する定例会向け広報 誌。毎号一つのテーマを 掘り下げ、民生委員の置 かれている現況や役割、 県内活動事例、事例検討 などを掲載しています。

#### ちば民児協だより

- ●配布時期:年2~3回
- ●配布対象:全委員
- ●データ:県民児協HP







ダウンロード不可





5

その他資料は

#### 「腕章」

●作成:H18 ●配布対象:全委員

#### 「民生委員・児 童委員活動実 態調査報告書」

●発行: H25.3 ●配布対象:地 区民児協×1部

#### DVD「活動記録 記入講座」

●発行:H30.3 ●配布対象:市 町村民児協、希 望された地区

#### リーフレット「民生委員・児童委員 あなたのまちの相談相

●発行: H30 / ● その他: 毎年4月、1人当たり50部を配布。余部は、後任者へ



白子町民児協
大塚昭さん(おおつか・あきら)



睦沢町民児協会長 佐藤 勝善さん(さとう・かつよし)



横芝光町民児協 伊藤 亨さん (いとう・とおる)

#### 各種名簿・台帳

行政や社協から提供を受けている名簿や台帳等は、実施団体に返却、あるいは後任者へ引き継ぐ必要があります。ただし、この取り扱いは市町村に応じて異なりますので、不明な場合は市町村民児協事務局に問い合わせてみましょう。

また、地区民児協や委員個人で整備している名 簿や台帳等も、個人で判断せず、(市町村・地区) 民児協としての引継方法を確認するようにしま しょう。この時、名簿等に記載されている住民の 方には、委員交代の連絡とあわせて、後任者に情報を引き継いでもよいか確認を要す場合がありま す。住民の方の個人情報の取り扱いにはくれぐれ もご注意ください。

#### 3 その他

下記は、市町村(行政または民児協事務局)へ 返却する可能性があるものです。

● 市町村長名の身分証/● 生活保護世帯の開始・廃止等の連絡資料/● 緊急連絡通報システム申請書/● 市町村行政の福祉サービス申請書・手引き/● 市町村社協サービスの申請書・手引き/● 民生委員として就任した関係機関の資料(町会・自治会・学校評議員・行政や社協主催の委員会・会議ほか)/● 広報誌・パンフレット

#### 市町村 編

#### 生活福祉資金 借受世帯支援記録票

昭和 20 年代に民生委員が行った世帯更生運動 を端緒とする「生活福祉資金貸付制度」。この制 度のうち、福祉資金や教育支援資金などでは、民 生委員の協力が求められています。

実際に協力が求められる場合、(県社協から) 市町村社協を通して、貸付対象者ごとに、決定通 知書や記録票などが綴られた(黄色の)ファイル が配付されています。そして、対象者への支援を 行う際、ファイル内の記録票に必要事項(世帯の 状況や支援記録)などを記載しています。

本制度にかかる書類は、このファイル内にまとめ、引き継ぐようにしましょう。また、基本的には、市町村社協・新旧委員・借受世帯の4者で引き継ぎを行うことが望ましいとされています。

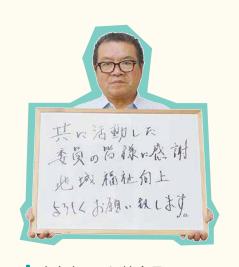
ご協力いただきました 22 名の 皆さん、誠にありがとうござい ました。

皆さんの地区でも、一斉改選前の最後の定例会や送別会などで、退任される方から、民生委員活動や地域、住民への思いを聴く機会を、ぜひ設けてみてください。

退任委員の思いも、「大切な引き継ぐコト」です。

撮影:県民児協

撮影日:令和元年8月9日~9月10日



大多喜町民児協会長 鵜ノ澤 勝助さん (うのざわ・かつすけ)



長南町民児協会長 鶴岡 幸雄 さん(つるおか・ゆきお)

#### 全民児連編

<b>E民児連編</b>			
1 活動記録	5   統 物 品		
2・3 ひろば・View	~チェックリスト~		
4 個人情報の取り扱い  ①民生委員・児童委員活動と個人情報 ②個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点 ③大丈夫ですか!個人情報が記載された書類等の取り扱いについて	P5~13に掲載した資料等の引継物品のチェックリストです。 市町村・地区独自の引き継ぐモノについては、 各自で下表にご記入のうえご活用ください。		
5 児童委員活動  ①児童委員活動の手引き ②児童委員制度創設 70 周年 全国児童委員活動強化推進方策 ③子どもの貧困対策と民生委員・児童委員活動 ④児童委員協議会活動の充実のために ⑤民生委員・児童委員による子ども・子育て家庭への個別支援事例集 ⑥民児協における子育て支援活動等状況調査報告書 ⑦主任児童委員活動ハンドブック	市町村編  1 各種名簿・台帳 ①( ) □ ②( ) □ ③( ) □		
6 その他の報告書・指針書・手引き等  ①民生委員制度創設 100 周年活動強化方策/②民生委員制度創設 100 周年活動強化方策推進の手引き/③民生委員制度創設 100 周年全国モニター調査報告書第1・2分冊/④民生委員・児童委員による相談支援活動のヒント集1~4/⑤災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針/⑥事例研修テキスト「事例を通して支えあう」/⑦これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会報告書/⑧単位民児協運営の手引き/⑨生活困窮者自立支援制度と民生委員・児童委員活動/⑩民生委員・児童委員研修ワークブック/⑪災害に備える民生委員・児童委員活動ハンドブック/⑫事故防止のためのヒント集/⑬民生委員児童委員必携/⑭	2 生活福祉資金借受世帯支援記録票         3 その他         ①( ) □         ②( ) □         ③( ) □         ④( ) □		
全民児連発行のリーフレット・パンフレット 民児協編	<u>(5)</u> ( ) <u> </u>		
1 活動記録・状況報告・福祉票記入マニュアル	<b>6</b> ( )		
2 福祉票・ケース記録・状況報告の依頼書	⑦( ) <u> </u>		
3 ちば民児協だより	8( )		
4 徽章と身分証	9(		
5 その他資料等	10 (		
①リーフレット「民生委員・児童委員あなたのまちの 相談相手」/②DVD「活動記録記入講座」/③民生委員・ 児童委員活動実能調査報告書/②随音	······································		

特 集 3

#### 新任委員の迎え方

#### ~先輩委員からまなぶ+まねぶ~

新しく委嘱された委員にとっては、何もかもが新鮮に映り、また不安にも感じてしまいます。 なかには、福祉という分野に初めてふれる方もいます。

このコーナーでは、そういった新任委員に対して、どのような姿勢で、何を伝えていけば よいのかを考えるきっかけにし、温かく迎え入れる支度を整えておきましょう。

#### **1** 新任委員に伝える際の姿勢や心がまえ

#### (1) まずは自分の3年間を評価しておく

前回の一斉改選で初めて委嘱された人にとっても、 長きにわたって委員活動に携わってきた人にとって も、3年に一度の一斉改選というのは、自分の活動 を点検・評価できる大切な機会となります。

一人の委員として取り組んできた活動や、所属している民児協としての活動を、自分なりに整理し、振り返っておきましょう。

『活動記録』の内容を読み返してみたり、本誌第75号特集「民児協の活動を考える」や第78号特集「一斉改選を考える(断捨離®)」などを参考にしてみるのもよいでしょう。

"伸長補短"の姿勢で、自分の長所をますます伸ばし、短所(苦手な部分)は、周囲の仲間とともに改善していけるようにしてください。

#### (2) 地域住民や関係者との関わり方を評価しておく

皆さんの活動は、決して一人で抱え込むものではありません。 地域住民はもとより、関係機関や団体の専門職(プロフェッショナル)とつながっていることが大切です。

そのような大切な関係を築く ことができる人たちが、地域に どのくらいいるのかを振り返っ てみましょう。

本誌第 76 号特集「仲間づくりを考える」などを参考にしてみるのもよいでしょう。

#### (3) 伝え方に心を配る

皆さんが日常的に使っている言葉(例えば、"支援"と"援助"の違い)一つをとっても、新任委員には聞き慣れないものばかりです。「わからないことはないですか?」と尋ねられても、何がわからないのかが"わからない"という人も少なくありません。

自分が初めて委嘱された当時の気持ちを思い出し、できる限り、丁寧に簡単な言葉で伝えましょう。 DVD『民生委員・児童委員の概要と役割(入門編)』(H31.3配布)を観てみるのもよいでしょう。

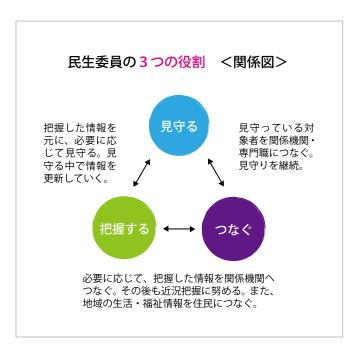
#### ) 新任委員に伝えたい内容

#### (1)委員活動の基本

民生委員は、「行政委嘱型のボランティア」 であるのと同時に、「非常勤・特別職の地方 公務員」にも位置づけられています。

委員活動の基本は、奉仕の精神に基づき隣 人愛をもって活動に臨むことです。

活動を進めるうえで、皆さんが地域課題の 最終解決者になるのではなく、地域住民に寄 り添い、生活状況を「把握」し、必要に応じ て地域の専門職に「つなぎ」、地域を温かく「見 守る」ことにあるという点を伝えましょう。



#### (2) 新任委員としての姿勢

#### ①"まねぶ (学ぶ+まねる)" 姿勢で 臨めばよいこと

最初から、何もかも完璧にできるものではあり ません。

まずは、先輩委員の皆さんが経験してきたこと、 学んできたことを伝えるようにしましょう。

その際の姿勢として"まねぶ"、すなわち"先 輩委員から学んで、まずはまねてみる"ことで十 分なのだと伝えましょう。

どのような点を"まねて"ほし いですか?

どのような時・場面で、一人で 抱え込んでしまいましたか?

#### ②"把握し、つなぎ、見守る"のが 基本であること

「(1)委員活動の基本」でも触れた、"把握し、 つなぎ、見守る"という姿勢を、活動の基本とし て伝えるようにしましょう。

福祉のプロフェッショナルとして、地域の課題 をすべて抱え込むのではないということを理解し てもらえれば、不安や負担も軽減します。

#### ③守秘義務があること(秘密を守る、秘密を無 くさない、秘密を無断で広めない)

民生委員は、先に触れた通り、行政委嘱型のボラン ティアであり非常勤・特別職の地方公務員にもあたり ます。そのため、住民の相談に応じるうえで、職務上 守秘義務が課せられていることに触れておきましょう。

住民から知り得た秘密を守ることはもちろんですが、 その秘密(プライバシーの情報)を紛失してしまったり、 無断で広めてしまうことのないよう、皆さんの経験も 踏まえながら伝えるようにしましょう。

🦳 住民の情報を取り扱う際、どのよ うな点に気をつけていますか?

どのように住民に寄り添ってき

ましたか?(気持ちや態度など)

#### ④これまでの"看板(肩書)"は一度降ろしましょう

大正時代、「方面委員制度」を確立した大阪府知事・ 林市蔵氏は、方面委員に求められるものとして、

- ①民間の有志者こそ最も重視されるべきである。
- ②すでに沢山の肩書を持っている人に、一つの肩書 を加えるようなものではなく、従来、何の肩書も 持たない実際の町の世話役を選びたい。

と語り、待遇や名誉を望まず、無報酬をもって報酬 とすべきであると力説しました。

この『無報酬の報酬』という言葉には"情けを人に かけておけば、巡り巡って自分に良い報いが来る"と

いう意味で、『情けは人のためならず』という姿勢が込められています。

今後、委員活動を進めていく上では、ひとまずこれまでの"看板(肩書)"は一度降ろしてもらい、いち 住民として、「隣人愛をもって住民に向き合う」という、この気持ちを伝えるようにしましょう。

#### ⑤「しなければならない」ではなく「できるのではないか?」という気持ちで

1年目・2年目・3年目の時に、 どのような気持ちで活動に取 り組んできましたか?

委嘱されると、3年間の任期がありますが、初年度 の最初の月から、全速力で走り始める必要はありませ ん。陸上競技に例えるなら、三段跳びのように、この 3年間を "ホップ・ステップ・ジャンプ" という具合に、 進んでいけばよいのではないでしょうか。

委員活動に臨む際に、「○○をしなければならない」 と考えるのではなく、「自分にも何かできるのではない か?」という気持ちをもって地域に向き合うことを、 伝えるようにしましょう。

#### ⑥「ホウ・レン・ソウ(報告・連絡・相談)」が大切 ~喜怒哀楽はため込まない~

委員活動を通じて、様々な出会いがあるでしょう。 時には感動できる出来事もありますが、一方で落ち 込んでしまったり、自信をなくしてしまうこともあ ります。そういった活動のうえでの「喜怒哀楽」体 験は、決して一人で抱え込むのではなく、同じ委員 の仲間同士で共有することが大切です。

喜びや楽しみは自慢して話し、戸惑いや不安はた め込まないようにしよう、どのような些細なことで も、「ホウ・レン・ソウ」を忘れないように、という ことを伝えるようにしましょう。

どのような「喜怒哀楽」体験を してきましたか?

#### (3)地域福祉活動 ~訪問のイロハ~

新任委員は、委嘱と同時に、各自が受け持つ担当区域内での活動を実践していくことになります。そ の中で最も多いのが、地域住民宅への「訪問」です。ここでは、新任委員に「訪問前のコツ」・「訪問中のコツ」・ 「訪問中に困った場合」について伝えられるようにしましょう。

#### 訪問前のコツ

#### ①地域の人と、どのように顔見知りに なれば良いのか?

地域の会合や乳幼児健診、お祭り・イベント、 学校行事など、地域の人と触れ合えるきっかけ を探し、そのような場所で、自分の立場(民生 委員・児童委員、主任児童委員)を紹介してい くことの大切さを伝えるようにしましょう。

どのようにきっかけ作りをして きましたか?

#### ②対象の住民(世帯)の概況を どのように把握すればよいのか?

民生委員として、福祉の視点で見る地域は、 それまでとは異なる地域の一面が見えてくるも のです。

先輩委員の皆さんから、そのノウハウ(方法) を伝えるようにしましょう。

福祉の視点でみると、皆さんの地域 は、どのような特徴がありますか?

#### ③対象住民宅には、突然訪問してよいのか? (事前告知のしかたは?)

ある程度、信頼関係を築くまでは、何の前触れ もなく訪問するよりも、あらかじめ電話連絡をす か、簡単なお手紙(通知)を投函しておくといった、 告知する方法を伝えるようにしましょう。

○ どのように告知していますか?

3

#### ④身に着けておきたい"七つ道具"とは?

皆さんが、訪問する際に、これは必ず携行しておくとよいといえるような、いわゆる"七つ道具" というものはありますか? また、調査の時など、 訪問目的別に持参する"七つ道具"があれば、具 体的に伝えるようにしましょう。

○ どのような七つ道具をお持ちですか?

4

#### 訪問中のコツ

#### ⑤した方がよいこと、しない方がよいこと

民生委員という立場で職務(訪問)を行うということを考え、これまでの経験をもとに、具体的に「した方がよいこと」と「しない方がよいこと」を伝えるようにしましょう。

- 対応は玄関先で(家にはあがらない)/●金銭の 貸し借りや保証人になるといった相談には応じない /●物品をもらわない、あげない/●回答や判断に 迷ったら即答しないで、後日回答する 等々
- どのような実体験がありますか?

**(5)** 

#### ⑥対象の住民(世帯)の何に注目すれば よいか?

いつもと同じなのか、何か異変はないかといった視点で確認や観察することが必要です。これまでの経験をもとに、具体的に伝えるようにしましょう。

●ポストの新聞や郵便物はたまっていないか/●洗濯物が干したままになっていないか/●夜、電気は点いているか/●ゴミの置き方(散らかり方)はどうか/●本人の顔色、歩き方、服装、会話の状態、家族の様子 等々

○ どのような実体験がありますか?

6

#### ⑦どのような姿勢で臨めばよいか? (話し方・立ち居振る舞い)

これまでの経験をもとに、具体的に伝えるよ うにしましょう。

どのような実体験がありますか?



#### ●話し方

- ゆっくりと話す/・穏やかに話す
- ・敬意をもって話す/・丁寧に説明する 等々

#### 雰囲気づくり

・最近の話題や時候の挨拶で場を和ませる 等々

#### ●傾聴をこころがける

- ・『そうだったんですか』『大変でしたね』といった傾 聴の姿勢で臨む
  - ※否定はしない(一定の理解を示す) 等々

#### ●不安を解消させる

- ・訪問の目的を説明する/・民生委員という立場を説 明する/・守秘義務があること伝える
- ・前任者に同行してもらう(安心感につながる)等々

#### 訪問中に困った場合

#### ⑧訪問しても会えなかったとき

先方が不在だったり、オートロックマンション で入りづらいなど、困る場面もあります。そのよ うなときには、不在メモや名刺を投函しておけば よい、といったこれまでの経験をもとに、具体的 に伝えるようにしましょう。

不在の場合は、どのような対応 (フォロー) をしていますか?



#### 9訪問を拒否されたとき

何よりも、無理強いはせず、先輩委員へ報告・ 相談をしたり、地域の関係機関・団体の担当者に 相談する、といったこれまでの経験をもとに、具 体的に伝えるようにしましょう。

拒否されたときは、どのように対 応していますか? どのような相 談先がありますか?



#### 10異性宅への訪問となるとき

同性の委員や隣接区域の委員に同行し てもらう、といったこれまでの経験をも とに、具体的に伝えるようにしましょう。 どのような対応策をお持ちですか?



#### ⑪話が長引いて帰れないとき

あらかじめ滞留時間を伝える、改めて訪問する 約束を取り交わす、といったこれまでの経験をも とに、具体的に伝えるようにしましょう。 ○ どのような対応策をお持ちですか?

(11)

#### (4) 地域や関係団体とのつながり

#### ①自治会や町内会活動や住民主体の活動 (ひと声運動・挨拶運動等)との関わり方

地域においては、自治会や町内会といった組織活動や、ひと声運動・挨拶運動といった住民主体の啓発活動など、様々な住民がいろいろなつながりをもっています。

もとより民生委員も、その地域住民の一人なのですから、可能な範囲で、付き合いを深めたり、 関わりあいを持つことが望ましいでしょう。 **Q** どのようなところと、どの程度の 関わりをもっていますか?

1

その場合、民生委員として何らかの役割をもつ必要があるのか、中心的な立場になる必要があるのか、 といった関わり方の度合いについては、一人で判断せず、十分に相談するように伝えましょう。

#### ②他の福祉関係団体の役員や委員にならないといけないのか?

これまでの実情はどうですか?

**(2**)

他の福祉関係団体の役員や委員になることが、 規定に明記されているのか、あくまで任意なのか は、それぞれの地域で事情は異なります。

地域における関係機関や団体とは、関わりあいを持っておくべきですが、その関わり方については、決して一人で判断するのではなく、先輩委員の皆さんと十分に相談するように伝えましょう。

#### ③民児協と定例会の大切さ

「民児協」という組織に所属しているからこそ、 一人ひとりの委員が安心して活動に臨めるという 良さがあります。

こういった組織の良さを、これまでの経験をも とに、具体的に伝えるようにしましょう。 **Q** 定例会の必要性をどのように感じていますか? また、委員同士の関わりの大切さをどう感じていますか?

3

#### 事業報告 決算

## 平成30年度

(概要版)

(http://www.chiba-minkyo.or.jp)

※詳細は、本会HPをご参照ください。

## 1

## ①単位民児協会長研修会(1回)

②中堅民生委員児童委員研修会 (7回) 鴨川ホテル三日月/(人数)300名 (期日) 平成30年7月12日·13日/(場所)

千葉市文化センター他/(人数)1621名 (期日)平成30年9月6日(木)他/(場所)

③民生委員児童委員講座(6回) 船橋市西部公民館他/554名 (期日)平成30年11月1日(木)他 (場所)

④新任民生委員児童委員研修会(3回) 千葉市文化センター他 (期日)平成30年4月19日(木)他/(場所) (人数) 136名

⑤主任児童委員研修会(1回 千葉市民会館/(人数)609名 (期日) 平成31年2月8日(金) (場所)

## ⑥相談技法研修会(3回)

千葉市民会館/(人数) 270名 (期日)平成31年2月4日(月)他/(場所)

沖縄コンベンションセンター他

#### ⑧民生委員児童委員のための相談技法研修会 ⑦全国民生委員児童委員大会 (場所) (期日) 平成30年9月27日 (木)・28日 (金 (期日) 平成30年10月18日 (木)・19日 (金

## ⑨全国主任児童委員研修会

(場所)千葉市/(人数)2名

(場所)横浜市/(人数)5名 (期日) 平成30年7月25日 (水)・26日 \_ (未

⑩第78回関東ブロック民生委員児童委員活動 研究協議会

(人数) 山梨県/ (期日) 平成30年6月26日 (火)・27日 (水) ( 人 数) 10 名

印全国民生委員指導者研修会 (人数) (期日) 平成31年2月13日(水)~15日(金 神奈川県/(人数)2名

※全国民生委員児童委員リーダー研修会及び全 国児童委員研究協議会は県内参加者なし

件 数

0件

6件

28件

36件

9件

58件

0件

0件

44件

181件

## 指導事業

## ①指定民児協助成事業

(概要)4地区への助成、 合同会議開催

②ちば民児協だよりの発行(年2回発行) (概要)編集委員会4回開催

別

公務死亡

公務傷害

一般死亡

配偶者死亡

退任慰労

計

2ヶ月未満

2ヶ月以上

居宅以外

宅

居

種

般傷病

災害見舞

③市町村民児協事務局会議・事務局運営講座 (概要)事業説明・全国大会他

④定例会用研修DVDの作成・配付

公 務

般

全国互助事業給付金状況(本会収支には関連なし) 額

0円

200,000 円

840,000 円

540,000 円

72,000 円

580,000 円

156,000 円

2,388,000 円

0円

0円

金

## 3.

②評議員会(2回

③正副会長会議 (9回

④決算監査会(1回)

⑤慶弔事業 (下記のとおり)

## 法人事業

①理事会(3回)

⑦主任児童委員連絡会(3回開催)

⑤ホームページのリニューアル

⑥PRリーフレットの配布

●県民児協弔慰金給付状況			
種 別	件数	金 額	
物故者委員	27 件	270,000 円	
配偶者	37件	111,000円	
計	64 件	381,000円	

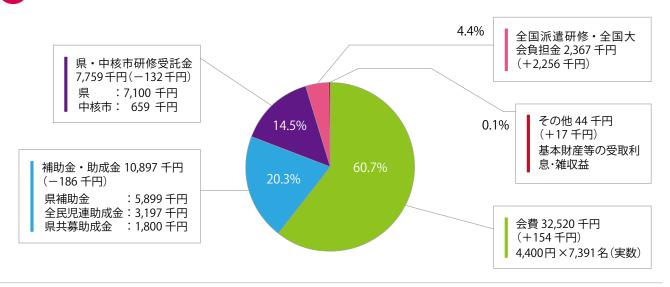
一条氏光肠中忽並和竹状儿			
種 別	件数	金 額	
物故者委員	27 件	270,000 円	
配偶者	37件	111,000円	
計	64 件	381,000円	

平成 30 年度事業決算(正味財産増減計算書)の概要は、下図の通りとなります。より詳細な内容についてご覧になりたい方は、本会HPに平成 25 年度以降の財務諸表を掲載していますので、そちらをご覧ください。 ※(カッコ)内の±は前年比の増減です。

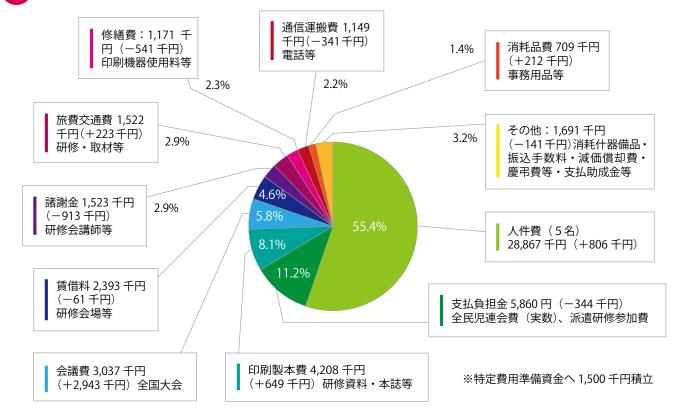
#### 平成30年度 決算(概要版)

1 収入の内訳(概要)経常収益計:53,587千円(前年比+2,110千円)

※下記数字は、100円以下は四捨五入で記載



2 支出の内訳(概要)経常費用計:52,129千円(前年比+2,084千円)



お知らせ **1** 

#### 10 月1日から「令和元年度 赤い羽根 共同募金」が始まります!

民生委員と共同募金運動との関わりは、大正時代の「生活 困窮者への支援運動」が始まりとされ、時代とともに変化す る地域福祉課題や住民が安心して暮らすことのできる地域づ くりに活用されてきました。

昭和 22 年に戦後の国民助け合い運動として創設された赤い 羽根共同募金は、令和の時代を迎え、ますます多様化、複雑 化する社会福祉課題の解決、先の台風 15 号をはじめ頻発する 災害の復興支援や民間社会福祉施設、ボランティア団体の活 動などに役立たせていただきます。

これからも地域福祉の発展のため、皆様のお力添えを引き 続きお願いいたします。



あなたの町の募金は、 あなたの町のために使われています。

赤い羽根共同募金は、行数の手が届かない小さな「困ったこと」のために 後われています。たとは、あなたの住む人という市町村で募金とすると、 その大切なお金はんという市町村の「困ったこと」と使われ。 かい思様は「この料金(こない)という第次ある募金をのですね。

ボッ羽枝は1cの町を良くしたい1cいっ意志ある非宝な じぶんの町を良くするしくみ

赤い羽根共同募金



社会福祉法人 千葉県共同募金会 (住所) 〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 県社会福祉センター 2 階 (TEL) 043-245-1721 (FAX) 043-242-3338 (HP) http://www.akaihane-chiba.jp/(E-mail) c-kyoubo@akaihane-chiba.jp

編集後記

本号では、一斉改選直前号として、「引き継ぐモノ・コト」と「新任委員の迎え方」について特集を

組みました。

これまで、全民児連や本会から配布された資料はもちろんですが、地域のことや住民のこと、 民生委員活動への思いなども、大切な引き継ぐ べきコトです。

これから加わる新任委員は、12月1日の委嘱と同時に、手探り状態の中で担当区域内での活動をすることになります。少しでもスムーズに活動を開始できるように、「新任委員の迎え方(P15~21)」を活用し、継続委員と退任委員の皆さんで一緒に考えてみてください。

ちば民児協だより編集委員長 三枝 貫治

お知らせ **2** 

#### 令和元年度 春の勲章・褒章受章者

次の方々が、褒章・勲章の栄に浴されました。 誠におめでとうございました。

#### 令和元年春の褒章・勲章

藍綬褒章(社会福祉功労) 船橋市 髙橋 强 様 瑞宝小綬章(地方自治功労)山武市 相原 茂雄 様 瑞宝双光章(地方自治功労)市川市 日中 健機智 様 瑞宝双光章(消防功労) 匝瑳市 石井 武志 様 瑞宝双光章(消防功労) 多古町 平山 幸治 様 瑞宝単光章(消防功労) 香取市 島田 重喜 様

#### 平成30年秋の勲章

瑞宝単光章(警察功労) 栄町 福島 堅志 様 ※第78号(H31.3月)発行後に判明したため、本号でご紹介させていただきます。

発行日:令和元年10月20日

発行人:公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会 会長 大野 トシ子

発行所:公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会

 成:公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会「ちば民児協だより編集委員会」

作成協力:合同会社 泉惠造研修企画工房

その他 : 当会会員以外の方が複製・転載等で使用される際は、事前 にお申し出ください。本誌の発行には、皆様の善意による 共同募金の配分金を一部活用させていただいております。

